

結核指定医療機関の皆様へ

「町田市結核指定医療機関指定書」に記載されている内容に変更があった場合は、その内容により下記の手続きが必要になります。

1. 指定医療機関変更届による手続き

変更の内容	提出する書類
医療機関の名称が変わるとき	①町田市指定医療機関変更届 ②「町田市結核指定医療機関指定書」の原本 ③上記の②を紛失してしまった場合は「紛失届」を提出 ④変更後の開設許可証等、変更事項が確認できるもの
開設者の名称が変わるとき	
開設者の住所が変わるとき	
住居表示の変更等により、医療機関の所在地名の呼称及び地番が変わったとき (移転の場合下記2)	

- 上記は法人組織等の変更を伴わない、単なる名称(〇〇病院(薬局)、医療法人〇〇会など)の変更の場合です。
- 法人の代表者の変更の場合は、手続きは不要です。

2. 現在の指定を辞退し、新たに指定申請を行う手続き

変更の内容	提出する書類
開設者が変わるとき	①町田市結核医療機関指定申請書 ②町田市指定医療機関辞退届 ③「町田市結核指定医療機関指定書」の原本 ④上記③を紛失してしまった場合は「紛失届」を提出 ⑤医療法、薬事法に基づく開設許可証、開設届出書又は保健医療機関指定通知書の写し ※指定日を遡及する場合は、「遡及願」を併せて提出してください。
開設者が個人から法人(法人から個人)に変わるとき	
医療機関を移転するとき	
診療所を病院に(病院を診療所に)変更するとき	

3. 感染症指定医療機関(結核)を辞退する場合

変更の内容	提出する書類
医療機関の廃止等	①町田市指定医療機関辞退届 ②「町田市結核指定医療機関指定書」の原本 ③上記②を紛失してしまった場合は「紛失届」を提出

※ 文中の「町田市結核指定医療機関指定書」は、2007年4月1日以前に旧結核予防法で指定を受けている医療機関については「医療機関指定書」、2012年4月1日以前に東京都より指定を受けている場合は「感染症医療機関指定書」の原本になります。

<問合せ先>

町田市保健所 保健予防課 TEL042-724-4239(直通)